

社会福祉法人朝霞地区福祉会
指定居宅介護支援事業所「朝光苑居宅介護支援センター」運営規程

平成17年10月1日

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人朝霞地区福祉会が指定居宅介護支援事業所「朝光苑居宅介護支援センター」（以下「事業所」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な居宅介護支援事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス・地域包括支援センターとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 朝光苑居宅介護支援センター
- 二 所在地 朝霞市青葉台1丁目10番32号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援業務を行う。
- 二 介護支援専門員 2人以上
介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い、利用者の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日まで及び祝祭日を除く。
- 二 営業時間 午前9時00分から午後5時45分までとする。
- 三 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域（以下「実施地域」という。）は、朝霞市の区域とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第7条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 一 相談の場所 朝光苑会議室及び利用者の自宅等
- 二 課題分析表の種類 独自方式
- 三 サービス担当者会議の場所 朝光苑会議室及び利用者の自宅等
- 四 居宅訪問の頻度 月1回以上
- 五 モニタリングの結果記録 月1回以上

2 前条に定める実施地域内で行う居宅介護支援に係る交通費は、無料とする。

3 前条に定める実施地域外で行う交通費は有料とし、車の利用の場合、実施地域を超えた地点から片道1キロメートルにつき23円とする。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他の運営についての留意点)

第9条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回以上

2 従業者は、個人情報保護規程を遵守し、個人の利益を損ねないように努め、退職後も秘密保持の責務を全うする。

3 利用者等からの苦情については、苦情解決の体制整備要綱で対応し、適切な解決を行う。

4 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに、市町村及び利用者家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人朝霞地区福祉会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、理事会議決日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月22日から施行する。ただし、第4条第1項第1号及び第2号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月10日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年9月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月27日から施行する。